

119. ベルギー

フランスとは対照的に、ベルギー不当利得法では、非債弁済という法的概念が、第三者の負う責任の免責事例の解決においてきわめて重要である。これは、弁済者が証明しなければならないのが受領者に対して負っていない債務を弁済したという事実だけであり、⁴⁸¹弁済が錯誤によってなされたことは証明しなくて良いという事実の必然的な結果である。例外的に錯誤が必要とされるのは、たとえば、弁済の「非債性 *undueness*」に争いがあるなど、⁴⁸²弁済の根拠となる理由に疑いがある場合である。⁴⁸³他方、非債弁済が行われたことが立証されれば、⁴⁸⁴錯誤は証明する必要がない。受領者に対する弁済者の非債弁済の返還請求権は、⁴⁸⁵錯誤に過失がある *fautif* すなわち錯誤が宥恕されえないものであるという理由では否定されない。⁴⁸⁶錯誤の問題は手続問題だとされている。すなわち、⁴⁸⁷錯誤は非債弁済に基づく返還請求権のための独立した実体的な法律要件ではないのである。弁済者に過失があり、受領者が善意であったときですら、受領者は法律上の原因なく取得した給付をやはり返還しなければならない。⁴⁸⁸弁済者が[自らの]債務がないのに第三者の債務を弁済した場合も同様である。この場合において、受領者に対する弁済者の原状回復請求権が否定されるのは、民法1236条によるときのみである。すなわち、⁴⁸⁹弁済者が意図的かつ任意に、債務者に対して負う[自己の]債務を弁済するために[債務者の債務を]弁済ないし給付したときは、その弁済は「非債弁済」ではない。⁴⁹⁰請求権は、「実質的な」受領者、すなわち、自分の名前で金銭を受領した者に向けられる。さらに、ベルギーでは、非債弁済に基づく返還請求権は、⁴⁹¹弁済の受領者が債務に関係する権原証書を破棄していないという条項(民法1377条2項)に服する。通説によれば、1377条2項の意味での「権原」とは、債権者の債権の存在を証明する証明書や文書のことであり、⁴⁹²1377条2項の要件が満たされれば、⁴⁹³弁済者は債務者に対する求償権を取得する。ベルギーでは、この法的仕組みは、⁴⁹⁴転用物訴権法の構成要素とみられている。どういう特定の一連の事実が債務者に対する弁済者の転用物訴権を生じるのかについては、⁴⁹⁵比較的不明確である。そのような請求権は、⁴⁹⁶弁済者が受領者に対して非債弁済の返還請求権を有効に行使できたはずであるというだけの理由では否定されないだろう。注意すべきは、⁴⁹⁷利得のみでなく損失も原因なく *sans cause* 生じなければならず、⁴⁹⁸経済上もしくは道徳上の根拠がそれだけで損

481 *Sagaert*, RW 2002-03, 661.

482 Cass. 26 June 1998, Pas. belge 1998, I, no.344 p.824.

483 Cass. 18 September 1970, Pas. beige 1971, I, 48.

484 *Kruithof*, TPR 1983, 495, 661.

485 Cass. 26 May 2003, RW 2004-2005,19, note *Sagaert*.

486 さらに、*de Page*, *Trat   el  mentaire de droit civil belge III*³, no.14 p.22 を参照。

487 CA Mons 6 April 1993, JT 1994, 635, note *Glansdorff*.

488 *Brunet/Servais/Resteau*, RPDB XI, v^o Quasi-contrat, no.218 p.44. 「権原」の概念は、文書 *instrumentum* と流通証券 *negotium* の双方を含むという説もある (*Felten*, JT 1989, 579, 581)。

489 *de Page* loc. cit. no.11 p.17.

490 さらに、補充性と関連するこの問題については、*Stijns/Van Gerven/W  ry*, JT 1996, 689, 700を参照。

491 *de Page* loc. cit. no.40B p.49.

失の十分な法律上の原因となるということである。⁴⁹²最後に、他人の債務の弁済による消滅も、真正な事務管理となりうる。しかしながら、この説を裏付ける判例法は欠如している。

120. スペイン

スペイン民法において、1158条は「他人の債務を弁済した者は弁済したものを債務者から償還請求できる。ただし、債務者の明確な意思に反して行動した場合はこの限りでない。この場合、弁済者は弁済が債務者に利益となった限度でのみ償還を請求できる。」と規定する。債務を弁済により消滅させた第三者は、債務者の代理人や代表者である必要はない。何人も弁済の意思で履行をすることができる。⁴⁹³1159条は、前条を補う形で、「債務者の名で弁済をする者は、債務者がその事実を知らないときは、債権者の権利を代位させるよう債権者に強いることができない。」と定める。結果的に、他人の債務の弁済を理由とする償還請求権は、債務者の認識と同意次第である。いずれにせよ、債務者は債権者に対する債務を免れる。しかしながら、弁済者が意図的かつ任意に債務を弁済により消滅させれば、債権者の地位に取って代わるだけであり、そうでない場合について、要するに1158条3項は、債務者の利得となった給付を理由とする[利得の]返還を許容するにすぎない。⁴⁹⁴学説は、1158条の償還請求権が不当利得返還請求権を具体化するものとみる。⁴⁹⁵第三者が弁済をしたが債務者が知らず積極的な異議を述べなかった場合において、特段の事情があるときは、事務管理の費用償還請求権が、1158条の償還請求権 *acción de reembolso* に代わって生じうる。⁴⁹⁶解除条件付の主たる債務を弁済により消滅させた第三者は、条件が成就し、債務者自らが債権者に対して1123条1項による請求権を主張できるときには、債務者に対する請求権を取得する。⁴⁹⁷これとは対照的に、自らを債務者だと誤信して弁済した場合に、第三者が債務者に対して請求権を取得するか否かの問題には争いがある。⁴⁹⁸判例・通説は、この問題に対して否定的に答えている。1158条の不可欠の要件は、他人の債務の弁済が[他人の債務の弁済として]意図的になされたことだからである。支持を集める反対説は、第三者は債務者に対してでなく債権者に対する訴訟を起こすよ

492 *Stijns/Van Gerven/Wéry* loc. cit. 699.

493 TS 8 May 1992, RAJ 1992 (2) no.3892 p.5113.

494 *Lacruz Berdejo and Rivero Hernández*, Elementos II(1)⁴ 136.

495 *Díez-Picazo*, Fundamentos II⁴, 488.

496 TS 25 June 1992, RAJ 1992 (3) no.5474 p.7160とTS 8 May 1992, RAJ 1992 (2) no.3892 p.5113を対照せよ。後者の事例では、株式保有者が、会社の債務を自らの資金で任意に弁済した場合に、民法1158条に基づく請求権が認められたが、裁判所は、事務管理法には言及していない。

497 TS 30 June 1994, RAJ 1994 (3) no.5332 P.7072.

498 TS 26 November 1926, RUJ 1927, 580; TS 8 April 1948, RAJ 1948 no.768 p.431; *Albaladejo (-Bercovitz Rodríguez-Cano and Valladares Rascón)*, Comentarios al Código Civil y compilaciones forales XVI(1)², arts.1158, 1159, nos.25-26.

う法により強要されるべきでないという。⁴⁹⁹債務者に対する請求権については、この種の事例では非債弁済の規律を適用する方が良いという学者もおり、この問題解決方法によれば、問題となっている点の解決は1158条にはよらない⁵⁰⁰ [訳注：日本民法707条に相当する1899条によることになる]。

499 さらに詳しい説明と参照は、*Schlechtnem*, *Restitution and Bereicherungsausgleich in Europa II*, chap.7 no.222 p.389を見よ。

500 *Cámara Alvarez and Díez-Picazo*, *Dos estudios sobre el enriquecimiento sin causa*, 128.